

昭和二十九年政令第三百五号
建設機械登記令

内閣は、建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）第九条及び第一十八条の規定に基き、この政令を制定する。

（管轄）

建設機械抵当法（以下「法」という。）による建設機械の登記については、建設機械抵当法施行令（昭和二十九年政令第二百九十四号。以下「令」という。）第八条第一項の規定により打刻された記号によつて表示される都道府県の区域内に置かれている法務局又は地方法務局（北海道にあつては、札幌法務局）が、管轄登記所としてその事務をつかさどる。

（登記）

登記は、登記官が建設機械登記簿（以下「登記簿」という。）に登記事項（この政令の規定により登記簿に記載すべき事項をいう。以下同じ。）を記載することによつて行う。

（登記用紙）

登記簿に備える登記用紙は、表題部（第六条各号に掲げる登記事項についての登記が記載される部分をいう。以下同じ。）及び権利部（所有権の保存、移転、変更、処分の制限若しくは消滅又は抵当権の設定、移転、変更、処分の制限若しくは消滅の登記が記載される部分をいう。）に区分する。

（登記簿の滅失及び回復等）

法務大臣は、登記簿の全部又は一部が滅失した場合には、三月以上の期間を定めて、その期間内に登記の回復の申請をした者は、なお登記簿における順位を有する旨を告示しなければならない。

（登記の申請）

前項の申請は、登記権利者が単独で行うことができる。

（登記官の登記）

登記官は、第一項の申請に基づいて登記をするときは、当該登記の申請の受付の年月日及び受付番号として、回復する登記の申請の受付の年月日及び受付番号を登記するものとする。

（登記簿の記載）

登記簿の全部又は一部が滅失した登記所の登記官は、申請情報つづり込み簿を備え付け、権利に関する登記について第一項の期間内に受け付けた登記の回復の申請以外の登記の申請に係る申請情報を記載した書面（申請情報を用紙に出力したものと含む。）をつづり込まなければならない。この場合においては、当該申請情報を記載した書面が申請情報つづり込み簿につづり込まれた時に、当該申請に係る登記としての効力を生ずる。

（登記の手続）

前項に定めるもののほか、第二項及び前項の申請並びにこれらによる登記の手続に関し必要な事項は、法務省令で定める。

（登記用紙の閉鎖）

登記官は、法第八条本文の規定若しくは第十二条第二項の規定により、又は法務省令で定めるところにより登記用紙を閉鎖したときは、これを閉鎖登記簿につづり込まなければならない。

（表題部の登記事項）

表題部の登記事項は、次のとおりとする。

（申請情報）

令第四条第一項第一号イからニまでに掲げる事項

（申請情報欄）

第七条 登記を申請する場合に登記所に提供しなければならない第十六条第一項において準用する不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十八条の申請情報の内容は、次に掲げる事項とする。

（申請人の氏名又は名称及び住所）

一 申請人が法人であるときは、その代表者の氏名

二 代理人によつて登記を申請するときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

三 代理人によつて登記を申請するときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わつて登記を申請するときは、申請人が代位者である旨、当該他人の氏名又は名称及び住所並びに代位原因

（登記の目的）

所有権の保存の登記以外の登記を申請するときは、登記原因及びその日付

（登記の保有）

前条各号に掲げる事項

（添付情報）

（登記の申請）

登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

（登記の申請）

前条各号に掲げるものほか、別表の登記欄に掲げる登記を申請するときは、同表の申請情報欄に掲げる事項

（登記の申請）

申請人が法人であるとき（法務省令で定める場合を除く。）は、次に掲げる情報

（登記の申請）

会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。以下このイにおいて同じ。）を有する

（登記の申請）

法人にあつては、当該法人の代表者の資格を証する情報

（登記の申請）

代理人によつて登記を申請するとき（法務省令で定める場合を除く。）は、当該代理人の権限を証する情報

（登記の申請）

民法第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わつて登記を申請するときは、代位原因を証する情報

（登記の申請）

前三号に掲げるもののほか、別表の登記欄に掲げる登記を申請するときは、同表の添付情報欄に掲げる情報

前項第一号及び第一号の規定は、建設機械に関する国の機関の所管に属する権利について命令又は規則により指定された官庁又は公署の職員が登記の嘱託をする場合には、適用しない。

第九条登記官は、法第四条第一項の記号の打刻を受けた日（同項の記号の検認を受けた場合は、当該検認を受けた日）の翌日から起算して一週間を経過した後に所有権の保存の登記の申請があつて、

所有權の登記と登記簿

第十九条 登記官は、所有權の保存の登記をする場合には、職權で、第六条各号に掲げる事項を登記しなければならない。

第十一條 所有権の登記名義人は、第六条各号に掲げる登記事事項に変更を生じ、又は当該登記事項に関する登記に錯誤若しくは遗漏（登記官の過誤によるものを除く。）があるときは、遅滞なく、当

（滅失の登記）

第十二条 言語格を失へたときには所有格の言語名詞は通常失へる。たゞ失へたときには、その代りに、他の言語の名詞が用いられる。たゞ失へたときには、他の言語の名詞が用いられる。

(登記簿の謄本の交付等)

何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記簿の閲覧を請求することができる。

第一回の見合によって、青木に喜んで、さしこそ、己身の奮闘によらず、民去、民事丸の月去（昭和五十四年正月廿四日）と、そつちつ去すの苗用につゝては、こしごと己身の眞正月嘗みぬよ。

(登記簿の附屬書類の開覧)

定める方法により表示したもの。次項において同じ。の全部又は一部(その正当な理由があると認められる部分に限る。)の閲覧を請求することができる。

とができる。

不動産登記法第百十九条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による譲り手について準用する。

第十五条 登記官は、建設機械の所有権の保存の登記をしたとき、登記用紙を開鎖したとき、又は開鎖された登記用紙に回復の登記をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に通知しなけれ

(不動産登記法等の準用)

第三項及び第四項、第六十八条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第六十九条、第七十条第一項第三項及び第四項（先取特権及び質権に係る部分を除く。）、第七十一条の二（先取特権及び質権に係る部分を除く。）、第七十二条第一項第三項及び第四項

権又は質権若しくは転質の登記に係る部分及び第三号を除く。)、及び第二項、第八十四条(先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分を除く。)、第八十八条第一項第一号から第四号まで及び

（平成十六年政令第三百七十九号）第一条第一号、第七号及び第八号、第三条第九号（表頭登記及び表頭部所有者による登記並びに不動産登記令

部分を除く) 第十一号(同号へ及びヒトを除く) 及び第十二号 第四条 第五条(第一項を除く) 第七条第一項第五号及び第三項第二号から第四号まで 第八条第一項第四号 第五号 第六号

から第二十条まで並びに第二十二条から第二十六条までの規定は、建設機械の登記について準用する。この場合において、これらの規定（不動産登記法第二十五条第一号、第一百八条第三項、第一百八十九条第一項）

第一百八条第三項中「不動産」とあるのは、建設機械の登記の事務をつかさどる登記所」と、司法第一百五十二条第一項中「不動産登記」とあるのは、「建設機械の登記」と、司法第一百五十七条第六項

同令第一
十一条第一
号中
表題部所有者又は登記名義人となる者
（別表の十二の項申請情報欄口に規定する被承継人及び第三条第十一号ハに規定する登記権利者）とあるのは「登記名義人となる者」

第十六条第一項において準用する不動産登記法」と、「不動産登記令」とあるのは、「同令第十六条第一項において準用する不動産登記令」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、法務省令で定

2 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第六十四条の規定は、建設機械の登記について準用する。この場合において、同条中「不動産登記法」とあるのは、「建設機械登記令（昭和一十九年政令第三百五号）第十六条第一項において準用する不動産登記法」と読み替えるものとする。

(登記の嘱託)

第十七条 この政令中「申請」、「申請人」及び「申請情報」には、それぞれ嘱託、嘱託者及び嘱託情報を含むものとする。
(法務省令への委任)

第十八条 この政令に定めるもののほか、登記簿の記載方法その他の登記の事務に関し必要な事項は、法務省令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三五年三月三一日政令第六〇号) 抄

1 この政令は、昭和三十五年四月一日から施行する。
2 第一条の規定による改正前の船舶登記規則の規定による登記用紙の表題部(以下次項において「旧表題部」という。)は、同条の規定による改正後の船舶登記規則の規定による登記用紙の表題部(以下次項において「新表題部」という。)とみなす。

3 登記所は、法務省令の定めるところにより、旧表題部を新表題部に改製することができる。

4 前二項の規定は、第二条の規定による改正前の農業用動産抵当登記令及び第五条の規定による改正前の建設機械登記令の規定による登記用紙の表題部に準用する。

附 則 (昭和三七年九月二九日政令第三九一号)

1 この政令は、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の施行の日(昭和三十七年十月一日)から施行する。
2 この政令による改正後の規定は、この政令の施行前にされた行政庁の処分その他この政令の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この政令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この政令の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この政令の施行後も、なお従前の例による。この政令の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの政令の施行前に提起された訴願等につきこの政令の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この政令の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができる」ととなる处分に係るものは、この政令による改正後の規定の適用については、同法による不服申立てとみなす。

附 則 (昭和三八年九月一三日政令第三二六号)

1 この政令は、昭和三十八年十月十五日から施行する。

附 則 (昭和三九年三月三一日政令第九六号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

(経過措置等)

2 不動産登記法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第十八号)附則第二項の規定は、この政令の施行前に船舶登記規則第一条、農業用動産抵当登記令第二十条又は建設機械登記令第九条において準用する不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第四十四条の規定による書面を提出してされた登記の申請で、所有権に関する登記の申請以外のものについて、同法附則第五項から第九項までの規定は、この政令の施行前に登記された数個の船舶、農業用動産又は建設機械を目的とする抵当権で、その目的たる船舶、農業用動産又は建設機械が共同担保目録に記載されていないうものがある場合に準用する。

5 この附則に定めるもののほか、この政令の施行に伴う登記の手続に關し必要な経過措置は、法務省令で定める。

附 則 (昭和四七年三月一三日政令第二八八号)

(施行期日)

1 この政令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(船舶登記規則等の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条から第三条までの規定による船舶登記規則、農業用動産抵当登記令又は建設機械登記令の一部改正に伴う経過措置については、民法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第九十九号)附則第十五条の規定の例による。

附 則 (昭和六三年七月一日政令第二二四号) 抄

この政令は、不動産登記法及び商業登記法の一部を改正する法律の施行の日(昭和六十三年七月一日)から施行する。

附 則 (平成二年九月二七日政令第二八五号)

この政令は、民事保全法の施行の日(平成三年一月一日)から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇五号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一六年三月一九日政令第四五号) 抄

項目 共通する事項	申請情報		
登記			
別表 (第七条 第八条関係)	添付情報		

(施行期日)

第一条 この政令は、担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

(施行期日)

附 則 **（平成一七年二月一八日政令第二四号）抄**

この政令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則 **（平成一七年三月九日政令第三七号）**

この政令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附 則 **（平成一七年一月七日政令第三三七号）**

この政令は、不動産登記法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年一月二十日）から施行する。

附 則 **（平成一七年一月七日政令第三六六号）**

この政令は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 **（平成一九年七月一三日政令第二一〇七号）**

この政令は、信託法の施行の日から施行する。

附 則 **（平成二二年一月二二日政令第四号）**

この政令は、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。

附 則 **（平成二四年七月一九日政令第一九七号）**

この政令は、新非訟事件手続法の施行の日（平成二十五年一月一日）から施行する。

附 則 **（平成二七年一月三〇日政令第三〇号）抄**

この政令は、信託法の施行の日から施行する。

附 則 **（平成二七年七月一日政令第二六二号）抄**

この政令は、平成二十七年十一月二日から施行する。

附 則 **（平成二七年七月一日政令第三九二号）抄**

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 **（平成二八年七月一日政令第三九三号）抄**

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 **（平成二九年七月一日政令第三九四号）抄**

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 **（平成二九年七月一日政令第三九五号）抄**

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 **（平成二九年七月一日政令第三九六号）抄**

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 **（平成二九年七月一日政令第三九七号）抄**

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 **（平成二九年七月一日政令第三九八号）抄**

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 **（平成二九年七月一日政令第三九九号）抄**

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

所有権に関する登記	一 第六十条第一項において準用する不動産登記法第六十三条第二項に規定する相続又は法人の合併による権利の移転の登記
抹消された登記の回復	二 第六条各号に掲げる登記事項についての変更の登記又は更正の登記
回復する登記の登記事項	三 登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記
	四 権利の変更の登記又は更正の登記
	五 六 五 四 三 二 一

十一 債権の一部について譲渡又は代位弁済がされた場合における抵当権の移転の登記	十二 民法第三百七十六条第一項の規定により抵当権を他の債権のための担保とし、又は抵当権を譲渡し、若しくは放棄する場合の登記	十一 債権の一部について譲渡又は代位弁済がされた場合における抵当権の移転の登記	十一 債権の一部について譲渡又は代位弁済がされた場合における抵当権の移転の登記
(1) 建設機械の名称 (2) 令第八条第一項の規定により打刻された記号	(3) 順位事項 (4) 申請を受ける登記所に共同担保目録があるときは、法務省令で定める事項	(3) 順位事項 (4) 申請を受ける登記所に共同担保目録があるときは、法務省令で定める事項	(3) 順位事項 (4) 申請を受ける登記所に共同担保目録があるときは、法務省令で定める事項
イ 第十六条第一項において準用する不動産登記法第八十三条第一項各号（根抵当権）の処分の登記にあつては、同項第一号を除く。に掲げる登記事項（同項第四号に掲げる登記事項であつて、その登記の事務が他の登記所の管轄に属する建設機械に関するものがあるときは、当該建設機械についての第六条各号に掲げる事項を含む。）	ロ 抵当権（根抵当権を除く。）において同じ。の処分の登記にあつては、第十六条第一項において準用する不動産登記法第八十八条第一項第一号から第四号までに掲げる登記事項	イ 第十六条第一項において準用する不動産登記法第八十三条第一項各号（根抵当権）の処分の登記にあつては、同項第一号を除く。に掲げる登記事項（同項第四号に掲げる登記事項であつて、その登記の事務が他の登記所の管轄に属する建設機械に関するものがあるときは、当該建設機械についての第六条各号に掲げる事項を含む。）	イ 第十六条第一項において準用する不動産登記法第八十三条第一項各号（根抵当権）の処分の登記にあつては、同項第一号を除く。に掲げる登記事項（同項第四号に掲げる登記事項であつて、その登記の事務が他の登記所の管轄に属する建設機械に関するものがあるときは、当該建設機械についての第六条各号に掲げる事項を含む。）
ハ 一又は二以上の建設機械についての抵当権の設定の登記をした後、同一の債権の担保として他の一又は二以上の建設機械についての抵当権の処分の登記を申請するときは、前の登記に係る次に掲げる事項（申請を受ける登記所に当該前の登記に係る共同担保目録がある場合には、法務省令で定める事項）	（1）建設機械の名称 (2) 令第八条第一項の規定により打刻された記号 (3) 順位事項 ニ 根抵当権の処分の登記にあつては、第十六条第一項において準用する不動産登記法第八十八条第二項各号に掲げる登記事項ホ 民法第三百九十八条の十六の登記については、同条の登記をした旨 ヘ 一の建設機械についての根抵当権の設定の登記又は二以上の建設機械についての根抵当権の設定の登記（民法第三百九十八条の十六の登記をしたものに限る。）をし	ハ 一又は二以上の建設機械についての抵当権の設定の登記をした後、同一の債権の担保として他の一又は二以上の建設機械についての抵当権の処分の登記を申請するときは、前の登記に係る次に掲げる事項（申請を受ける登記所に当該前の登記に係る共同担保目録がある場合には、法務省令で定める事項）	ハ 一の建設機械についての根抵当権の設定の登記又は二以上の建設機械についての根抵当権の設定の登記（民法第三百九十八条の十六の登記をしたものに限る。）をした後、同一の債権の担保として他の一又は二以上の建設機械についての根抵当権の処分の登記を申請する場合は、前記の登記に係る次に掲げる事項（申請を受ける登記所に当該前の登記に係る共同担保目録がある場合には、法務省令で定める事項）

十五	十四	十三	
民法第三百九十八条の十九第二項の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合の登記 (第十六条第一項において準用する不動産登記法第九十三条の規定により登記名義人が単独で申請するものに限る。)	民法第三百九十八条の十二第二項の規定により根抵当権を分割して譲り渡す場合の登記	民法第三百九十三条の規定による代位の登記	
民法第三百九十八条の十九第二項の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合の登記 (第十六条第一項において準用する不動産登記法第九十三条の規定により登記名義人が単独で申請するものに限る。)	民法第三百九十八条の十二第二項の規定により根抵当権を分割して譲り渡す場合の登記	民法第三百九十三条の規定による代位の登記	<p style="text-align: right;">た後、同一の債権の担保として他の一又は二以上の建設機械についての根抵当権の処分の登記及び同条の登記を申請するときは、前の登記に係る次に掲げる事項</p> <p>(1) 建設機械の名称 (2) 令第八条第一項の規定により打刻された記号</p> <p>(3) 順位事項 (4) 申請を受ける登記所に共同担保目録があるときは法務省令で定める事項</p> <p>イ 先順位の抵当権者が弁済を受けた建設機械の名称及び令第八条第一項の規定により打刻された記号、当該建設機械の代価並びに当該弁済を受けた額</p> <p>ロ 第十六条第一項において準用する不動産登記法第八十三条第一項各号（根抵当権の登記については、同項第一号を除く。）に掲げる登記事項（同項第四号に掲げる登記事項であつて、その登記の事務が他の登記所の管轄に属する建設機械に関するものがあるときは、当該建設機械についての第六条各号に掲げる事項を含む。）</p> <p>ハ 抵当権（根抵当権を除く。）の登記にあつては、第十六条第一項において準用する不動産登記法第八十三条第一項第一号から第四号までに掲げる登記事項。</p> <p>ニ 根抵当権の登記にあつては、第十六条第一項において準用する不動産登記法第八十条第二項各号に掲げる登記事項</p> <p>ロ 分割前の根抵当権の債務者の氏名又は名称及び住所並びに担保すべき債権の範囲ハ 分割後の各根抵当権の極度額ニ 分割前の根抵当権について民法第三百七十条ただし書の別段の定め又は担保すべき元本の確定すべき期日の定めが登記されているときは、その定めホ 分割前の根抵当権に関する共同担保目録があるときは、その定め</p> <p>ホ 分割前の根抵当権に関する共同担保目録があるときは、法務省令で定める事項</p> <p>民法第三百九十八条の十九第二項の規定による請求をしたことを証する情報</p>

十九 信託法第三条第三号に掲げる方法によつてされた の三 信託による権利の変更の登記	二十 信託財産に属する建設機械についてする一部の受 託者の任務の終了による権利の変更の登記（第十 六条第一項において準用する不動産登記法第百条 第二項の規定により他の受託者が単独で申請する ものに限る。）	二十一 信託法第四条第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書については、その謄本）又は同項第二号 の書面若しくは電磁的記録及び同号の通知をしたことを証する情報	二十二 第十六条第一項において準用する不動産登記法第百条第一項に規定する事由により一部の受託者の任 務が終了したことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報	二十三 相 当 の 財 産 を 信 託 し た こ と 又 は 当 該 信 託 の 併 合 若 し く は 分 割 を し て も 当 該 債 権 者 を 害 す る お そ が な い こ と を 証 す る 情 報	二十四 信託法第五十三条第一項において準用する当該登記義務者が作成した情報	二十五 登記原因を証する情報	二十六 登記の登記義務者の承諾を証する当該登記義務者が作成した情報	二十七 登記の登記義務者の承諾を証する情報
二十 民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十四 条において準用する同法第五十三条第一項の規定 による処分禁止の登記に後れる登記の抹消（第十 六条第一項において準用する不動産登記法第一百 一条第一項（同条第二項において準用する場合を 含む。）の規定により仮処分の債権者が単独で申 請するものに限る。）	二十一 官庁又は公署が関与する登記	二十二 官庁又は公署が登記権利者となる権利に関 する登記（第十六条第一項において準用する不動 産登記法第一百六条第一項の規定により官庁又は 公署が嘱託するものに限る。）	二十三 官庁又は公署が関与する登記	二十四 官庁又は公署が登記権利者となる権利に関 する登記（第十六条第一項において準用する不動 産登記法第一百六条第一項の規定により官庁又は 公署が嘱託するものに限る。）	二十五 民事保全法第六十一条において準用する同法第五十九条第一項に規定する通知をしたことを証する 情報	二十六 民事保全法第六十一条において準用する同法第五十九条第一項に規定する通知をしたことを証する 情報	二十七 民事保全法第六十一条において準用する同法第五十九条第一項に規定する通知をしたことを証する 情報	二十八 民事保全法第六十一条において準用する同法第五十九条第一項に規定する通知をしたことを証する 情報
二十九 官 庁 又 は 公 署 が 登記の登記 義務者の承 諾を証する 当該登記 義務者が作 成した情報	三十 官 庁 又 は 公 署 が 登記原因を 証する情報	三十一 官 庁 又 は 公 署 が 登記義務者 の承諾を証 する当該登 記義務者が 作成した情 報	三十二 官 庁 又 は 公 署 が 登記の登記 義務者の承 諾を証する 当該登記 義務者が作 成した情報	三十三 官 庁 又 は 公 署 が 登記の登記 義務者の承 諾を証する 当該登記 義務者が作 成した情報	三十四 官 庁 又 は 公 署 が 登記の登記 義務者の承 諾を証する 当該登記 義務者が作 成した情報	三十五 官 庁 又 は 公 署 が 登記の登記 義務者の承 諾を証する 当該登記 義務者が作 成した情報	三十六 官 庁 又 は 公 署 が 登記の登記 義務者の承 諾を証する 当該登記 義務者が作 成した情報	三十七 官 庁 又 は 公 署 が 登記の登記 義務者の承 諾を証する 当該登記 義務者が作 成した情報